

## くらしのサポーター

徳島県消費者情報センター

通信

2022  
4月号

No.186

## 水回り修理「950円～」のはずが…数十万円の高額請求に！？ -水回り修理、解錠、害虫駆除など緊急対応で事業者とトラブルにならないために-

トイレの修理、水漏れ・排水管等の詰まりの修理、鍵の修理・交換、害虫・害獣等の駆除など、日常生活でのトラブルに事業者が対処する「暮らしのレスキューサービス」において、事業者から高額な作業料の請求を受けたという消費者トラブルが増加しています。相談事例をみると、インターネット上の広告がきっかけのトラブルが増加しています。「水回り修理950円～」など安い価格が表示されたインターネット上の広告を見て消費者は事業者を自宅に呼びますが、実際の料金は数十万円になるなど当初見ていた広告の金額とはかけ離れた請求になってしまったという相談が多くみられます。

### 【相談事例】トイレ修理で「390円から」のネット広告をみて依頼したら55万円の請求を受けた

夜に自宅マンションのトイレが詰まった。インターネット広告に「料金390円から」と記載された事業者へ電話した。男性2人の作業員が到着し、高圧ポンプで10分程作業した。解消されないで「便器を外して排水管を確認する。3万円かかる」と言われ了承した。「長年の汚れが蓄積して詰まった。これはひどい状態だ。通貫作業が必要で20万円前後かかる」と言われた。他の部屋の住民に迷惑をかけてはいけないと思い、了承した。さらに「詰まり再発防止のため、薬剤と特殊な機械による清掃で15万円かかる」と言われ応じた。全ての作業は30分程度で完了し、詰まりも解消したが最終的に約55万円の契約書を渡された。「現金で支払えば50万円に値引く」と言われ、少しでも安くなればとの思いでATMで現金を引き出しその場で支払った。よく考えてみるとあまりに高額で納得できない。



消費者庁イラスト集

(40歳代 女性)

### <消費者へのアドバイス>

#### 修理等を依頼する前に確認・準備することは？

- (1) インターネット上の広告の金額表示をうのみにしない
- (2) 地元の工務店や自治体の管工事組合など信頼のおける事業者を探しておく
- (3) 実際に水漏れなどのトラブルが起こったときを想定し初期対応について調べておく



#### 作業に来てもらったときに気を付けることは？

- (4) 契約を急かされる、次々と高額な作業を提案される場合などは作業を断る

#### 作業後に高額な料金を請求された場合は？

- (5) 料金・作業内容に納得できない場合は、その場で支払いをしない



困ったとき、心配になったときは、  
消費者ホットライン

い や や

1888

最寄りの消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内し、消費生活相談の最初の一歩をお手伝いします。

くらサポ川柳



徳島市

つばめファンさん

引下げで

「大人」に戸惑う

十八歳

神山町

ふめちゃんさん

あわてない

オレ、オレだよと

言われても

## タレント・モデルなどの契約トラブル -あなたの夢やあこがれにつけ込んでくる事業者に気を付けて！-

全国の消費生活センター等にはタレント・モデルなどの契約をめぐる消費者トラブルが、10～20歳代の若者を中心に寄せられています。以前は多く見られた街中でのスカウトに加え、最近はスマートフォン等で検索して見つけたオーディションに申し込んだり、SNSで芸能事務所の募集広告を見たりして、自ら連絡を取ったことをきっかけに、トラブルにあうケースもみられます。



**【事例1】** テレビ番組に出られるなどと言われて所属契約したがレッスンも仕事もない  
ネット広告をみて、芸能事務所で面接を受けたら合格した。「うちに所属すれば確実にテレビ番組に出演できる。レッスンもあるし、あなたは向いている」「仕事はたくさん紹介する。所属枠は残りわずかなので早く決めて」と急かされ、その場で契約を交わした。その後事務所から番組出演の話は一切なく、レッスンもない。(20歳代女性)

**【事例2】** 声優のアルバイトをするつもりが、出演にはレッスン料が必要と迫られた  
求人サイトで声優のアルバイトに応募したが不合格だった。しかし「やる気があるなら新人枠で推薦する」と言われ、お願いしたら「条件付きで新人枠に入れた」と言われた。出演の条件は約8万円のレッスン受講だった。親に反対され断ったが「大学生で親に頼るのか」と罵倒された。契約を解除したい。(10歳代男性)



### トラブル防止のポイント

- 「才能がある」と期待させられ「今決めないと合格を取り消す」などと急かされることも・・・  
**家族や周囲の人に相談するなど「冷静」「慎重」な判断を心がけてください。**
- レッスン、マネジメントのためと**費用負担を求められてもその場で契約しないで！**具体的な活動内容やサポート体制、費用面の詳細をよく確認しましょう。
- 契約後、必ず仕事や報酬があるかは分かりません。クレジット契約や借金をしてまで契約しないようにしましょう。  
【国民生活センター】

## 《コラム》ウクライナ情勢を悪用した消費者トラブル

～県消費者法務相談員：中川まな美(弁護士)～

ウクライナ情勢については、連日、テレビやインターネットを通じて、報道されています。衝撃的な映像に、心を痛めている方も多いと思います。

そんな中、ウクライナ情勢を悪用した業者による消費者トラブルが発生しているようです。

国民生活センターのホームページによりますと、「訪問購入業者から、『ウクライナの戦地に送る冬物の衣類を買い取りたい』との連絡があり、了承した。来訪した業者から『冬物衣類はいらないので貴金属を見せてほしい』と言われ、売るような貴金属は無いと断ったところ、業者は冬物衣料は別のトラックで取りに来ると言い残し退去し、結局引き取りには来なかった」という事例があったようです。

また、「北海道の事業者を名乗る電話があり、『コロナやウクライナ侵攻の影響により売り上げが激変したため、協力してもらえないか』と言われ、断り切れず海産物を注文してしまったが、届いた商品は北海道産のものではなく、金額も高かった」という事例もあったそうです。

このような業者は、ウクライナ情勢やそれに対する人々の気持ちを悪用したもので、とても許せるものではありません。また、相手が悪質な業者であれば、一度お金を支払ってしまうと、取り戻すのが困難になります。ですから、落ち着いて判断し、きっぱりと断るのが一番です。

うっかり契約してしまったという場合、訪問購入や電話勧誘販売であれば、クーリングオフによる解約ができることもあります。消費者ホットライン188に電話すれば、最寄りの消費生活センターにつながり、クーリングオフのやり方をわかりやすく教えてくれます。

みなさんの周りにこのような消費者トラブルで困っている人がいたら、ぜひ188を教えてあげてください。

(引用：国民生活センターwebサイト[https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20220411\\_2.html](https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20220411_2.html))

## ◆消費生活相談員等養成講座 受講生募集

受講  
無料

消費生活相談員資格、消費生活アドバイザー資格を目指す人のために、養成講座を開催します。対面での受講(会場型)とオンラインでの在宅受講(オンライン型)を選択でき、さらには講座のオンデマンド配信も行いますので、ご自身のライフスタイルに合わせた学習方法で資格取得を目指して一緒に勉強しましょう。

日程 (全14回)

5/22 (日) 10~17時	6/5 (日) 10~17時	6/12 (日) 10~17時	6/19 (日) 10~17時	6/26 (日) 10~17時	7/3 (日) 10~17時	7/10 (日) 10~17時	7/24 (日) 10~17時	7/31 (日) 10~17時	8/7 (日) 13~17時	8/21 (日) 10~17時	9/4 (日) 10~17時	9/11 (日) 10~17時	10/30 (日) 13~17時
-----------------------	----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	----------------------	-----------------------	----------------------	-----------------------	------------------------

講師

公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (NACS)が派遣する講師

対象者

相談業務に従事している(しようとしている)方、消費者行政に関心のある方

受講要件

徳島県内に在住又は通勤・通学されている方、徳島県内で働く意思がある方で、資格試験に合格した場合は、「徳島県消費生活相談員人材バンク」に登録すること。

受講方法

【会場型】

徳島県鳴門合同庁舎で講義を受講していただきます。(鳴門市撫養町立岩字七枚128)

【オンライン型】

県鳴門合同庁舎での講義をZOOMでライブ配信します。ご自身の端末(パソコン、タブレット等)を使用し、自宅で受講できます。

【問合せ・申込み先】 徳島県消費者情報センター

TEL:088-623-0612 FAX:088-623-0174

募集人員

会場型 40名程度

(オンライン型については人数制限なし)

※会場型が応募者多数の場合、受験の意志がある方を優先的に選定させていただきます。

申込方法

電話、メールまたはWEBから必要事項を入力の上、5月15日(日)までにお申し込みください。

●メールで申込み



●WEBで申込み



【申込み時の記載事項】

- (1) 氏名(フリガナ)
- (2) 勤務先
- (3) 生年月日
- (4) 郵便番号・住所
- (5) 電話番号
- (6) メールアドレス
- (7) 受講スタイル(会場型・オンライン型)
- (8) 消費生活相談員試験受験の意思(受験する予定・受験しない予定)
- (9) 消費生活アドバイザー試験受験の意思(受験する予定・受験しない予定)

## ◆「2022消費者まつり」を開催します！

参加  
無料

考えよう!大人になるとできること、気をつけること~18歳から大人に~

令和4年4月1日から成年年齢は18歳になりました。若者が「だまされない消費者」「自分で考える消費者」になるために、周囲の大人も含め、ともに考え、実践につなげるきっかけとしませんか。

日時 令和4年5月28日(土) 午前10時30分~午後2時30分

場所 ときわプラザ ときわホール、第5・6会議室

徳島市山城町東浜傍示1-1

内容 第1部(午前10時30分~)

- ・各種表彰
- ・すだちくんへの「消費者教育推進大使」委嘱式
- ・消費者宣言  
川島町消費者協会  
徳島県立那賀高校

第2部(午後1時~)

- ・講演「ネット犯罪被害に遭わないために」  
~知っていますか?成年年齢引下げ~  
(公財)e-とくしま推進財団シニアアドバイザー  
藪内祥司氏
- ・お楽しみ消費者クイズ(うれしいプレゼントが当たる!)

第5・6会議室

- ◆啓発展示ブース
- ◆特産品等販売ブース  
(第1部終了後開始)

【問合せ・申込み先】 NPO法人徳島県消費者協会

TEL.088-625-8285 FAX.088-625-8312 ※詳しくは、チラシをご覧ください。

## くらしのコラム

性善説では生き難い

～これから社会に出る若者へ～

一昔も二昔も前の事で申し訳ないが、昔は、高校を卒業すると社会人（今や過半が学生）になることが一般的だった。ただ、社会人と言っても保護者の監督のもとに置かれていて、各種の契約は保護者の承認が必要が多かった。

ところが、18歳から選挙権を得られるようになり、この4月からは成年年齢が繰り下がり18歳で成人になるのである。それに伴い保護されていた事柄が、事柄によっては撤廃された。各種契約は自己責任になるが、まだ、議論は残るかも。

高校3年生では社会経験が乏しいので難しい判断を求められる。老人が特殊詐欺（オレオレ詐欺の類）に騙されるより、若者はもっとしっかりしている、と言われるが、騙す方が上手の場合が少なくはない。性善説の生徒たちに「これからは悪い人もいる」とは言い難い。

くらしのサポーター 三原茂雄

## 絵てがみ



くらしのサポーター 福谷洋介

くらしのサポーターの皆様の投稿大歓迎！

くらサポ川柳への投稿、地域のイベント宣伝や 活動報告など、掲載したいことがありましたら、お気軽におたずねください！

お問い合わせ先：徳島県消費者情報センター

〒770-0831 徳島市寺島本町西1丁目5番地 アミコビル東館 7階

・相談電話 ☎ 088-623-0110 ・啓発受付 ☎ 088-625-8285

・事務担当 ☎ 088-623-0612 ・ファクシミリ 📠 088-623-0174

【電子メール】 t-shouhi@mail.pref.tokushima.jp

【ホームページ】 <https://www.pref.tokushima.lg.jp/shohi/>

